

平成31年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(23日目)

平成31年3月19日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 6号 平成31年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 7号 平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 8号 平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第 9号 平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第10号 平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第11号 平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第12号 平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第13号 平成31年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 9 議案第29号 永平寺町副町長の選任同意について
- 第10 請願第 1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願
- 第11 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君

6番 齋藤 則男 君  
 7番 奥野 正司 君  
 8番 伊藤 博夫 君  
 9番 長岡 千恵子 君  
 10番 川崎 直文 君  
 11番 酒井 和美 君  
 12番 酒井 秀和 君  
 13番 朝井 征一郎 君  
 14番 江守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	平野 信二 君
教育	長	室 秀典 君
消防	長	朝日 光彦 君
総務課	長	山田 孝明 君
財政課	長	山口 真 君
総合政策課	長	平林 竜一 君
会計課	長	酒井 宏明 君
税務課	長	歸山 英孝 君
住民生活課	長	佐々木 利夫 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	吉川 貞夫 君
農林課	長	野崎 俊也 君
商工観光課	長	清水 和仁 君
建設課	長	多田 和憲 君
上下水道課	長	原 武史 君
上志比支所	長	森近 秀之 君
学校教育課	長	清水 昭博 君
生涯学習課	長	坂下 和夫 君

国体推進課長 家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 川上昇司君

書 記 宇野美智子君

書 記 竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時17分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに23日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第6号 平成31年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第7号 平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第8号 平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第9号 平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第10号 平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第6 議案第11号 平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第12号 平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第8 議案第13号 平成31年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第6号、平成31年度永平寺町一般会計予算

についてから日程第8、議案第13号 平成31年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの8件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第6号から議案第13号までの8件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第6号 平成31年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 平成最後の年度がつく予算への態度ですけれども、私、今回の本町の一般会計予算については反対の討論をさせていただきます。

これは総括でも示しましたけれども、本町は手のひらに乗る規模の町だからこそ、かゆいところに手が届くような、例えば給食の無償化は県内の自治体ばかりでなく、若い働く家庭には大きなインパクトを与えている、喜ばれていると思っております。来年度予定の給食室のエアコン設置なども早い施策での対応があることも事実です。が、地域づくり等については、手のひらに乗りそうな町の規模だからこそ、対応や決断が遅くなっている面もあるのかなと思っております。また、ほかの自治体と比べて巨大な公共施設、投資というのあんまり見られないのも本町の特徴ではないかということでもあります。

ただ、これまでの行政運営の中で、特に大人の都合による公共施設の設置等の無駄が引き続き先送りされているのは問題だと思っております。反対理由の第1がそれです。

2つ目は、自衛隊へのいわゆる協力事務の問題です。名簿の提出の問題などもあります。

戦後、先生方の労働組合の再出発の意味は、二度と教え子を戦場には送らないということでございました。戦争とは、幹部に犠牲者は少なく、責任も追わないというのが教訓でもありました。

今、安倍首相を先頭に、自治体に自衛官募集をさらに強要しようという動きが強まっています。特に国の戦争法の強行採決以降、国土を守るとしていた自衛隊の性格が変わったということから、自衛官への応募者が激減していると言われていいます。徴兵制を想起させる首相みずからの発言もありますから、これらに、かつて戦争に協力してきた自治体がまたこれに協力するというような動きというのは認められない。

私は、一切の協力をやめるべきだと思っています。

3つ目です。ラッキーの撤退騒動への対応と、これを学んでいるのかという点でも私は疑問だと思っています。

この問題は、大学病院前へのスーパー立地の許可の経過からも指摘してきました。ラッキー内のスーパーの撤退は、住民が安心して住み続けられるかにも大きくかわるものです。立地の話があるとき、その営業についても行政としての誘導やまちづくり宣言はできるはずですし、そのことの業者への指導が独裁的になることなどはあり得ないと私は思っています。

これらの問題、謙虚に全国のよい教訓に学ぶべきだと私は思っています。

4つ目です。町の人口対策です。

小規模宅地への造成、本予算には入っていません。当面はいろいろありますけれども、本町は鯖江市の教訓に学ぶとしましたが、本当に学んだのか。少なくとも私には吉野地区で取り組んだ内容については一度も問い合わせはなかったと思っています。この取り組み、一旦行政から手を離すと何年もおくれるとなってしまうこと。清流地区頼みでは、周辺地域の人口減に歯どめはかからないこと。民間は周辺地域での開発にはなかなか二の足を踏んで出てこないというようなことを考えると、行政の取り組みが非常に大事です。

5つ目の問題です。

消費税増税と一連の弱者中心の負担増ということですが、10月から消費税が引き上げられる。ところが、この引き上げをポイント還元、カード利用者に還元するとの方向ですが、このやり方は、カードには関係のない高齢者や庶民にはほぼ恩恵はありません。さらに、商店にあってもカード決済をやっていない、全く不公平な、まさに中央の机上での発想での取り組みです。

さらに、これに加えて国保税の引き上げや年金も引き下げられる等々、さらに地方では不況に拍車をかけることにつながりかねない、こういう問題でも非常に問題だと思っています。

6つ目です。住民福祉の問題です。

国保の医療費の高騰の中、以前は高保険料の引き下げのためにということで保健事業を徹底して強化し、早期発見、早期治療として、医療費の引き下げにつながる施策を行政として徹底して取り組んだこともありました。ところが今、その徹底ぶりがなかなか見られないと思っています。全国には参考になる教訓も私は多くあるのにと考えているところです。

7つ目、高齢者を地域で支える体制。

本当に今、これをどう支えていくのか。本町では新しい診療所の開設もありますけれども、この庁内横断でどうこれらを支えていくかというのがまだ具体的に見えていないところは残念だと思っています。

8つ目、農地。

中間管理機構を中心とした農地の集積だけで農業の未来が見られるようにはならないと私は思っています。農業への支援、町独自の色が今必要な時期に来ている。それを模索しているとは思いますが、具体的には見られていない。

9つ目ですが、子育て支援の問題です。

幼稚園の適正規模と適正配置。これらについては、その基準をやはり町が率先して示す方向は示されていません。これに学校でも学校の適正配置という論議が今加わることとなります。どう進められていくかは未知数ですが、周辺地域の住民としては、やはり怖い話です。ここらをどうケアしていくのかも大事なところに来ていると思っています。

等の理由により、私は平成31年度永平寺町の一般会計予算について、反対の立場をとります。

ただ、一言言いますけど、いつも思うんですが、この表記には予算と書いてあるんですが、少なくとも予算案のはずだということだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 賛成討論させていただきます。

適切な行政執行するためにも、この予算案は速やかに成立することが必要と思います、賛成の立場から意見を申し上げます。

この予算案については、議会としては議員全員により慎重に審議に当たったものであります。予算は町の1年間の収入と支出の見積もりであり、町民に対し行政サービスを行って福祉向上に努めることを約束するものであります。

この予算を編成する権限は、町民の代表である町長であります。町長としては、自信を持って提案されたものと思います。

よって、もしこの予算に対し反対となると、町長に対しての不信任にもとらわれるものではないでしょうか。職員の皆さんも、ともすれば町長の進退にもかかわる重要な案件として、町民の目線でその編成には慎重にされたことだと推察いたします。

さて、この予算に、旧上志比村役場の解体の工事費が計上されています。合併による公共施設の再編、また将来の財政影響等を考えるとやむを得ないこととは思いますが、出身地の一人としては一抹の寂しさを感じ得ません。

跡地に支所機能を備えた施設が新設されるということですが、私は時間をかけてもいいですから上志比地区の住民が将来にわたり地域の新たなシンボルとして期待の持てる施設として建設をお願いしたいと思います。その折には、議員各位のご賛同をお願いするものであります。

さて私は、この予算に賛成する立場から、理事者に対し、この予算の執行の段階において、議員各位からの指摘事項及び意見等については重く受けとめ、適切に執行されることを望むものであります。

予算の議決権は議会ではありますが、それを執行するのは職員の皆さんであります。直接、住民の生活を左右し、その福祉のいかに決するものとして、速やかに成立することを望み、賛成討論といたします。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、私の発言をさせていただきます。

今回の平成最後の予算ということで、住民の方々に大切な予算であり、しかるべき措置も必要かというふうに思っております。

しかしながら、第1審議、第2審議の中で確認できたことについて、私の意見を述べながら、反対の立場をとりますが、今回はこの採決に加わらないという形でとりたいと思います。

まず、反対の意見を述べます。

禅シンポジウムの開催の事業目的、また事業評価を明確にしながら、外国人、若者に発信するとありますが、その内容について、また課題があるというふうに思います。相乗効果を狙い、観光客の集客とありますが、費用対効果をやはり図

るべきだという点であります。

2つ目、四季の森の改修は活用がまだ明確になっていないという点であります。維持管理やまちづくり会社との関係も示すべきであり、今後も改修ということであれば、その利用の方向性をもやはり示すべきだというふうに考えております。

観光まちなみ魅力アップ事業の件であります。門前の開発であるとか、インバウンド観光、周遊・滞在型観光、SHOJINブランドとの費用は多くの投資を行っております。仕掛け・仕組みづくりは行ってきましたが、まだ今回の禅シンポジウムの開催をも対応が不明確だというふうに思っております。

まちづくり会社、観光物産協会、またえい坊館、また笑来の維持管理も含め、その投資に見合う回収、また効果が求められている時期だと思っております。今後の方向性、効果をやはり示すべきだというふうに思っております。

3つ目です。少子・高齢化の中、支え合うまちづくり、共生社会の仕組みづくり、地域包括システム、また生活支援体制の仕組みを考え、横断的にする。その一本化というものをやはり示すべきだというふうに思っております。

健康福祉施設であります。管理者の関係報告では赤字となっております。内容については、やはり会計精査が必要と考え、対策を講じるべきであると思っております。また、設立10年を過ぎることを考え、リニューアルを見越した対応策も示すべきだというふうに思っております。

自動走行。参ろ一どにおける自動走行の検証も3年目を迎え、その整備や情報発信、またはそういうものに関しての評価するものでありますが、今後の実用性に向けた経費も含め、また対応、組織も含め方向性を見出すべきであるというふうに思っております。

国保会計。後で国保会計のところでも述べますが、加入者に高負担を強いる税改定になっております。やはり特別繰り出しをし、その軽減を図るべきだという面から反対の意見を述べますが、いろんな意味での今回の第1審議、第2審議の中からご答弁もいただきました。

しかし、その中から私はこれについて反対の思いがありますが、採決には加わらないというふうに思いますので、そういう判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

---

(午前10時35分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の予算審議においては、予算説明から始まり、第1、第2審議を経ました。おおよそ6日間だと思うんですけども、非常に丁寧な答弁と、そして審議も深まったと思います。

31年度の予算の中で大きなものは、やはり町立在宅訪問診療所の建設だろうと思っております。これは地域包括ケアシステムのかなめの施設でありますし、大変町民も期待を寄せている事業であります。初年度ということで、さまざまな課題が発生すると思いますが、全力で全庁挙げて取り組んでいただきたいというふうに審議の中で感じをさせていただきました。

また、審議の中で少し明確になっていないと感じたところもあります。それは、禅文化のシンポジウムの事業であります。非常に狙いは幅広く大きな事業にも思えるんですが、それに沿った事業内容がどうもマッチしていないのではないかなというふうに思える点であります。

また、永平寺インター線整備事業については、事業総額7億円というふうに非常に大きな事業になっております。ぜひその効果を町民に示されるように、わかるようにしていきたいなと思っておりますし、ぜひその説明も今後いただけたらと思っております。

四季の森文化館の改修工事については、この施設の利用については必要不可欠というふうな認識はさせていただきました。

ただ、今後の利用が未定というところの中で、若干不安に思うのは利用計画が定まりますと、その空調関係の工事がまた一部手直しをせざるを得ないようなことになりはしないかというふうに感じております。できるだけ早く利活用の方向性を定めていただきたいなと思っております。

最後に指定管理制度については、さまざまな指定管理制度が各所管課で受け持っております。ただ、それをぜひ統一した専門の部署で一括管理をするようなことをお願いをしたいな。それは非常に前向きな答弁をいただいております。

そういうような感想を感じながら、やはり包括ケアシステムの確立に向けた大きな1年であるというふうに期待しておりますので、賛成をしていきたいと思っ

ております。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成31年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第7号、平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、来年度の国民健康保険事業特別会計予算について反対の討論を行います。

本町の国民健康保険特別会計、特定健診など4割程度の健診率になっている。そういう取り組みについての評価は確かにありますし、これまで本町では会計の状況を見ながら法定外繰り入れをしながら会計を支えてきたと。これらは評価しているところです。

ただ、来年度の予算についてみますと、この時期やっぱり国保税の引き上げは認められない。県下一、二位になるということを知ると、なお大変だと思っています。

例えばこれは試算でも示されましたけれども、試算には所得500万円までしかありませんけれども、大体600万円の所得があると1年間の国保税の負担が80万前後になると言われています。こんな負担が重い健康保険というのはほかにはやはり見られません。収入のない子どもにまで均等割という負担を求める。

こういうこともあり得ないわけです。例えて申しわけないですが、副町長の年間の収入を所得などから考えると年間80万円も90万円もの健康保険の負担ということはないと思います。

それらを比べると、やはり国保というのはいかに制度としても重い負担になっているのかが見えると思います。

そういう意味では、とにかく負担だけはどんどん膨れ上がるこの制度はやっぱりしっかり見ていくべきですし、全国の知事会でも年間1兆円の国保への支援をすべきだということを訴えているのは理にかなったことだと思うんです。

と同時に、町独自の取り組みとしては、例えば国民健康保険税を引き下げる、要するに医療費が高いから税金が上がるということになるんですが、これを引き下げるための保健事業の問題。これは先ほど一般会計のところでも言いましたけれども、これを徹底。やっぱりこの徹底を単に国保担当課だけではなしに、ほかも含めて徹底して取り組むこと。そういう成果を、かつて旧松岡では上げてきたことがあります。こういう教訓もあるわけですから、そういうふうに取り組んでほしいと思っているところです。

そういう意味で、今回の負担増には反対の立場をとっていきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 賛成の立場からご意見を申し上げます。

国民健康保険事業は、全ての国民が保険に加入する、つまり加入できるようにとスタートした事業であります。社会保険等に加入できない自営業の家族や職につけない人たちの健康保険事業であります。

本町の健康保険事業は、これまで加入者の利便性を図り、常に健全に運営されておりましたが、しかし今回、保険税の増額する予算案が提出されましたことは、加入者にとってはとても厳しいことだと思います。加入者の健康管理や疾病の早期発見、早期治療を主眼に人間ドック等の助成等を実施し、医療費の高騰を抑え、また低所得者に対しての保険税の減額措置、未納者に対する納税の相談等、町としての独自の取り組みが全力で取り組んでいるその努力は認めますが、その成果があらわれてきません。

その手法が悪いのか手順が誤りなのか、いま一度原点に立ち返り、考えて見てはいかがでしょうか。

さて、この予算が実行されないこととなると、永平寺町の国民健康保険加入者

にとって保険診療を受けることが支障が起きます。理事者の取り組みを期待し、この予算案に対し賛成の意見を申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、国保会計に対して反対の立場から討論させていただきます。

少子・高齢化に伴い、加入者層の変化、そして高齢化が進んでおります。医療費の増加が国保会計に危機を招いている状況であります。国保税の改定もやむなしとは考えます。しかしながら、加入者の大半である年金受給者の高齢者には大変重い生活費の負担となっているのも実情ではないかと思えます。

この国民皆保険である制度は、現在、社保に入っている加入者も高齢とともに国民健康保険に加入になると思えます。健康年齢の延伸のための健康づくりであったり、特定健診や予防活動の重要性、またジェネリック医薬品の普及などの施策を図ることも必要であり、それに対応していることは評価をしたいと思っております。

しかしながら、今回の国保税の改定もやむなしではありますが、過去にもその対応をいたしました。一般会計からの特別の繰り出し措置をし、少しでも軽減を図るとの会計をすべきであると思えます。

そういう立場から、私は反対の立場をとらせてもらいます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 国民健康保険事業特別会計予算の賛成の立場で討論をさせていただきます。

予算総額が前年比の2.68%の増額になっております。このことにつきましては、やはり医療の高度化、そして高齢化に伴う療養給付費、そして高額医療費が増加しております。一方で、対象者が減少しております退職者分につきましては減額になっております。こういった実態に即した予算編成であると考えております。

歳入に関しましても、国民健康保険税及び国、県、町の公費負担分が確保されており、今回の予算につきましては健全な国民健康保険事業の予算となっているものと考えております。本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成31年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成31年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（江守 勲君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○議長（江守 勲君） 私は、この31年度の介護保険特別会計の予算について反対

の討論をさせていただきます。

現在の介護保険についていいますと、国民年金ではもうなかなか施設に入れないう状況になっています。例えば施設に入っても、これを支える家族にとっては大変です。税金を納める、そういうふうなときでもいつ滞納になるかひやひやしているというそんな声さえ私は聞いています。まさに介護を支える家族の生活実態は大変な状況があります。

こういう中で、一部低所得者の介護保険利用への本町の支援、これらについては評価できるところもありますけれども、やはり地域で高齢者を支えるという時代に来ていると言われています。特に要支援の認定者等は町の総合事業として町が事業展開に今なっているんですが、介護保険の要支援者、総合事業に対する要支援者以外の高齢者もそういうサービスが受けられるということも今言われている時代です。

逆に言うと、そういう人たちに事業展開を行う。また、要支援、要介護を受けている人でも要介護度が軽くなると恩恵がこうむられるということで、その以前の要介護に進まないような事業もやっているわけです。ただ、そういう人たちというのはもともと介護保険で見るべき人たちではなかったはずで、要支援以降しか介護保険では見られませんから。

ところが、こういう総合事業でそれを扱うことになれば、そういう人たちに展開する事業も介護保険で担うことができるということにもなるわけです。

そうなれば、当初の介護保険制度とは違ってきますから、介護保険を利用するだけで逆に要支援以前の人たちについていうと、町の福祉事業で本来やっていた問題が介護保険に含まれますから、その負担も一定加わることになります。本来、これらの事業については町の福祉事業で取り組むべきだと私は思っています。

そういう意味では、行政が介護保険、原則支援できないという国の支援もあるというんですが、自治体によっては福祉事業として取り組んだり、介護保険の総合事業に町の独自の支援もしているところもあるわけですから、そういうことでいわゆる介護保険料などの負担を抑えていく、より利用しやすい制度にしていくこと、こういうことを私はこれまで求めてきました。これがなかなかそうはなっていないという現実もありますので、介護保険制度、もっと使いやすい制度にしてほしいという願いも込めて、反対の立場をとっていきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私はこの介護保険について、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

といたしますのは、介護保険、保険料上がってます。上がってきているのはわかっています。介護保険を利用されている方もふえているのもわかっています。その中で、今、介護保険に基金が残されているというのもわかっている話なんですけれども、今の高齢者、この介護保険ができてからまだそれほどの年数がたっていない。高齢者の方は短い期間の介護保険の負担によって介護保険を受益することができるというふうなことになっております。

ところが、若い方々は40歳から介護保険の負担をお願いしているというのが実態です。そうなってきますと、今の若い人たちが高齢者になったとき、もっとも働いている若い世代が少なくなるわけですから、そうなったときのためにも今の介護保険が維持できるかどうかということになってくると、非常に疑問が残る点がございます。

その辺を考えますと、多少、介護保険料、負担は大きくなっても、今の介護保険、そしてその介護保険が若い人に継続されるように、このサービスがずっといつまでも続けられるようにするためには維持していく必要があるというふうに考えますので、この案に賛成させていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成31年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成31年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(江守 勲君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成31年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(江守 勲君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成31年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(江守 勲君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 13 号、平成 31 年度永平寺町上水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第 13 号、平成 31 年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(江守 勲君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 00 分 休憩)

---

(午前 11 時 01 分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 9 議案第 29 号 永平寺町副町長の選任同意について～

次に、日程第 9、議案第 29 号、永平寺町副町長の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第 29 号、永平寺町副町長の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって退職する平野信二副町長の後任として山口真氏を選任したく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

山口真氏は、昭和 54 年に松岡町役場に入庁、以後 40 年間において豊富な行政経験を積み、職員の信頼も厚く、副町長として町の課題に取り組む的確な人物であると考えているものであります。

以上、議案第29号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第29号、永平寺町副町長の選任同意についての件を原案のとおり同意することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時03分 休憩）

---

（午前11時04分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第10、請願第1号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実行  
を求める意見書提出に関する請願～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、請願第1号、全国知事会の「米軍基地負  
担に関する提言」の実行を求める意見書提出に関する請願の件を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、総務産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査  
に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、総務産業建設常任委員会に付託し、閉会中の  
継続審査に付すことに決定しました。

～日程第11 閉会中の継続調査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

（午前11時05分 休憩）

---

（午前11時05分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第1回永平寺町議会定例会を閉会します。

年度最後の定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る2月25日の開会以来23日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。

この定例会では、平成31年度当初予算を含め多くの重要議案を審議し、可決、承認いたしました。各議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答もありました。議員の発言は大変重いものであります。

平成31年度一般会計予算及び特別会計予算に対し、議会として次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

町立在宅訪問診療所は、地域包括ケアシステムのかなめの施設であり、大いに期待を寄せる事業であります。初年度でさまざまな課題が発生することと思いますが、全力で取り組んでいただきたい。

禅文化のシンポジウムは、開催目的をより明確にし、関係各課が目的を共有し、連携のもと取り組んでいただきたい。

四季の森文化館の改修工事は、今後の施設利用に必要なものであるとは理解できるが、この施設をどう利活用するのか明確に町民に示し、取り組んでいただきたい。

以上、3点のことを申し添えます。

理事者の皆さんにおかれましては、審議の中において質疑、提案等を謙虚に受けとめて、常に町民のための町政運営を図られるよう切に要望するものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、衷心よりお礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2月25日に開催されました本定例会は、本日までの23日間の長きにわたりご審議をいただきました。ご提案申し上げました議案等につきましては平成31年度当初予算や条例の制定等を初めとする重要案件について慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、各任命のご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状並びに課題の所在を十分に認識し、町政発展のため努めてまいる所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い

申し上げます。

さて、今月7日に町立在宅訪問診療所の指定管理を国立大学法人福井大学に指定させていただき、22日には施設の管理運営に関する基本協定式を行うこととしております。協定では、外来診療のほか24時間365日対応が可能な医師、看護師を配置した在宅医療体制とすること、研修医教育による医師等の育成を図り、地域医療に貢献する医師の定着を図ることをかなめとし、医療従事者、介護従事者の機能がかみ合い、さらに福祉の機関も加味した多職種連携体制の構築に取り組んでまいります。

8月1日の診療所の開所に向け、町内会、団体の皆様に福井大学の医師、地域包括支援センターと連携をして説明会に出向いており、これまで23地区で開催をしたところです。

これからの共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを推進し、住民とともに育むまちづくりを進めてまいります。

平成も残すところ一月余りとなりました。時代が移り行く中におきましても、引き続きチャレンジ精神を忘れることなく、町民の皆様のご期待に応えられるよう、町民福祉のさらなる向上に向けて、山積する課題解決に全力で取り組み、住みたい町、住み続けたいまちづくりに邁進してまいります。

さて、このたび平野信二副町長は3月31日をもって退任することとなりました。平成26年から今日までの5年間にわたり、副町長として私のそばで手腕を発揮し、しっかりと支えていただきました。この5年間、さまざまな悩みやご苦勞もあつたことと思いますが、表面には出さず、副町長の職を続けていただきました。今後は、健康に留意され、これまで支えてくださったご家族をしっかりと支えていただきたく存じます。

これからも町政の発展にご指導いただきますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

結びとなりますが、議員各位におかれましては、健康にご留意され、新年度を迎えていただきますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時13分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員